破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第４３４号
仙台市青葉区錦町１丁目10番10―506号
破産者　中村　憲二
1　破産債権の届出期間　平成24年１月４日まで
2　一般調査期日　平成24年２月10日午前11時40分
平成23年12月２日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４号
北海道美唄市東６条南３丁目１番５―４号
破産者　中井　信矢
1　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
2　一般調査期日　平成24年３月23日午前10時45分
平成23年12月５日
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１５号
群馬県沼田市奈良町685番地
破産者　諸田　敏男
1　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
2　一般調査期日　平成24年２月６日午後１時30分
平成23年12月５日
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第２０６６号
名古屋市名東区上菅２丁目1113番地　メゾン文教台105号、開始決定時の住所愛知県尾張旭市大塚町３丁目７番地27
破産者　井浦　俊一
1　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
2　一般調査期日　平成24年２月28日午前10時10分
平成23年12月２日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８０８号
神奈川県海老名市上今泉６丁目44番13号
破産者　佐々木國義
1　破産債権の届出期間　平成24年１月10日まで
2　一般調査期日　平成24年２月９日午前11時
平成23年12月５日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５２１号
大阪府枚方市山之上１丁目19番10号
破産者　榊原　　努
1　破産債権の届出期間　平成24年１月10日まで
2　一般調査期日　平成24年２月９日午後３時30分
平成23年12月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１１７号
福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原234番地２　ヴィネット長者原602号
破産者　古賀　尚徳
1　破産債権の届出期間　平成24年１月13日まで
2　一般調査期日　平成24年２月17日午後１時40分
平成23年11月30日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９７号
大分県別府市大字平道1630番地の１
破産者　加藤　礼子
1　破産債権の届出期間　平成24年１月17日まで
2　一般調査期日　平成24年２月17日午前10時20分
平成23年12月５日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第１９号
秋田県湯沢市稲庭町字南ケ沢７番地１
破産者　佐藤　桂一
異議申述期間　平成24年１月20日まで
平成23年12月５日　秋田地方裁判所横手支部

復権決定

平成２３年（フ）第１号
北海道滝川市朝日町西１丁目４番14号
破産者　吉田　好美
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　破産者は復権する。
札幌地方裁判所滝川支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第５号
大分市乙津町３番１号
清算株式会社　株式会社ＳＥ東野
代表清算人　安藤　未来
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大分地方裁判所民事第１部

平成２３年（ヒ）第４０号
熊本県合志市栄3791番地11
清算株式会社　株式会社ゴウシテック
代表清算人　中村　信之
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
熊本地方裁判所民事第１部

更生手続における保全管理命令

平成２３年（ミ）第３号
三重県桑名市大字蛎塚新田328番地
開始前会社　水谷建設株式会社
1　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　大阪市中央区北浜１丁目８番16号　大阪証券取引所ビル　弁護士　天野　勝介
平成23年12月１日
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成２３年（再）第２５号
三重県伊賀市西之沢1598番地
再生債務者　名阪開発株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区西天満２丁目６番８号　堂島ビルヂング711号室　苗村法律事務所　弁護士　苗村　博子
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成23年11月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再）第２６号
大阪市西区南堀江２丁目４番８号
再生債務者　株式会社日本インダストリー製作所
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区西天満６丁目２番11号　第一住建梅ヶ枝町ビル３階　梅ケ枝町法律事務所　弁護士　西　　暢彦
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除